

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第 900 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 3 月 3 日(月)

2 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市総務局広報部広報課広報係 電話 011-211-2036
メールアドレス kohokakari@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 広報誌配送業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 5 月 31 日まで
- (4) 履行場所 市内一円（令和 7 年 2 月時点では 2,829 箇所）
- (5) 入札方法 1 箇所当たりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「運輸・通信業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 業務に使用する全ての自動車事業用自動車（緑ナンバー又は黒ナンバーを取得している車）であり、道路交通法及び貨物自動車運送事業法に基づき適法に配送を行える者であること。
- (7) 告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、物品又は印刷物を 3 日間で 2,900 箇所以上、戸別に配送した実績があるか、同程度の業務を受託の上で適正に履行した実績があること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限

令和 7 年 4 月 2 日（水）10 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その

封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年4月2日 11時開札 広報誌配送業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

- イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年4月2日 11時開札 広報誌配送業務の入札書在中」の旨を記載し、外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア 受付期限

令和7年3月13日（木）16時00分

別紙質問書に記載のうえ、電子メールにより提出すること。件名は、「広報誌配送業務の入札に関する質問」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

（質問書の送付先）

札幌市総務局広報部広報課 担当：荒井

メールアドレス kohokakari@city.sapporo.jp

イ 回答

回答は、原則として、電子メールにより随時行うとともに、令和7年3月17日（月）17時00分までに、ホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、住所、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（第8号様式）を提出しなければならない。

- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年4月2日（水）11時00分

札幌市役所本庁舎 12階 5号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(9) 開札

- ア 開札は、上記5(8)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（第8号様式）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に予定配送箇所数を乗じて算定した額を1年間に換算した額の100分の10に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する下記書類を、**令和7年3月21日（金）16時00分（送付の場合は必着のこと。）**までに提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

【提出する書類】

- ・競争入札参加資格認定通知書
- ・配送を行う者の一般貨物自動車運送事業の許可書又は貨物軽自動車運送事業の届出書の写し、もしくは当該許可、届出をしていることを証明する書類
- ・事業協同組合等の組合が参加を希望する場合には組合員名簿
- ・本業務に当たり、次の(ア)～(カ)が記載された履行計画書など
 - (ア) 準備するトラック数や配送員数とその確保・教育方法
 - (イ) 配送物の受領・保管方法
 - (ウ) 配送体制や指示・管理体制を担当業務ごとに示したもの
 - (エ) 誤配などを防ぐための方策
 - (オ) 天候の悪化などの不測の事態や、トラブル発生時の対応方法、指示・連絡体制
 - (カ) 業務の一部を第三者に再委託（以下、再々委託を含む）する場合は、再委託先と、再委託の業務の範囲 など
- ・過去の実績を示す書類（契約書、仕様書、業務を完了したことが分かるものなど）の写し

【提出場所】

上記2に同じ。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出る

ことはできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、決定の日の翌日から起算し5日以内まで（ただし、5日目が土曜日、日曜日及び休日となる場合はその翌開庁日まで）に契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙契約書案のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面（様式は自由）により求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は伝送によるものは受け付けない。

以 上